

カスタマープロミスマーク使用規定

一般社団法人 日本通販 CRM 協会(以下「本協会」という。)のカスタマープロミスマークのロゴマーク (以下「本ロゴマーク」という。) の使用に関し、下記のとおり使用規定(以下「本規定」)を定めます。

第1条(本ロゴマークの使用承認及び流れ)

1. 本協会にて本ロゴマークの使用に適する企業であるか審査(以下「取得審査」という。)する。
2. 取得審査の結果、既定の基準を満たしている企業に対して、本ロゴマークを付与するものとする。本ロゴマークを付与された企業 (以下「取得企業」という。) は、本規約を遵守することにより、本ロゴマークを使用できるものとする。

第2条(取得審査に関する情報)

1. 取得審査を希望する企業は、本協会が指定する方法により、本協会が取得審査をするために必要となる会社情報、データ(以下「取得審査情報」という。)を申請及び提出の上、申込をするものとする。
2. 取得企業は、取得審査情報に変更が生じた場合は、速やかに本協会に申し出るものとする。なお、変更の申し出をしなかったことにより、取得企業が不利益を被った場合でも、本協会はその責任を一切負わないものとする。
3. 本協会は、取得審査情報の取り扱いについて、本協会及び本ロゴマークに関する活動目的の範囲内でのみ使用するものとする。

第3条(使用料)

1. 本ロゴマークの使用料は、以下の通りとする。
本協会の会員である場合：1万円(税抜)
本協会の会員でない場合：5万円(税抜)
2. 取得企業は、本協会が指定する期日までに本協会と相談の上決定した支払方法にて、使用料を支払うものとする。

第4条(使用範囲)

1. 取得企業は、以下に定める範囲にて本ロゴマークを使用できるものとする(以下、「使用範囲」という)。
 - (1) 取得企業の商品・サービスの売り場や展示会での掲示物
 - (2) 取得企業のホームページやネットショップなどのオンラインサイト
 - (3) 取得企業の商品・サービスに関する広告や販売促進物

(4) 取得企業の採用活動

2. 取得企業が使用範囲を超えて使用したい場合は、本協会の事前承諾を得てから使用するものとする。

第5条(使用禁止・遵守事項)

1. 取得企業が以下各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、催告なしに取得企業の本ロゴマークの使用を停止することができるものとする。
 - (1) 公序良俗に反するものに使用している場合
 - (2) 法令及び規則等に違反するものに使用している場合
 - (3) 取得審査情報が虚偽の内容であったことが発覚した場合
 - (4) 本協会の事前承諾なく、第4条に定める使用範囲を超えて使用している場合
 - (5) 第6条に定める使用期間を超えて使用している場合
 - (6) 取得企業が提供する商品、サービス等を本協会が推奨・担保・証明するものであると、一般消費者に対して誤認、誤解を与えるおそれのある表現をしている場合
 - (7) 本協会の信用を損なうと判断される使い方をしている場合
 - (8) 特定の個人や団体、その活動を批判、侮辱するような使い方をしている場合
 - (9) 本ロゴマークと誤認される類似のマークを使用している場合
 - (10) 本ロゴマークの色、縦横比含め、デザインを変更して使用している場合
 - (11) 取得企業が監督官庁による営業許可取消し、停止その他行政処分を受けた場合
 - (12) 取得企業に対して破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき
 - (13) 取得企業に対して仮差押え、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあったとき
 - (14) 取得企業が解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき
 - (15) 本規定に反して使用している場合
 - (16) その他本協会が、本ロゴマークが適切に使用されていないと判断した場合
2. 取得企業は、本ロゴマークを使用した表現・表示について、関係法令等を遵守のうえ、十分に留意して使用するものとする。なお、本ロゴマーク使用に関するクレーム等については、本協会は一切責任を負わず、クレーム等が発生した場合は取得企業にて解決するものとする。

第6条(使用期間)

1. 本ロゴマークの使用期間(以下「使用期間」という。)は、本協会が指定した日より3年間とする。ただし、取得企業が再審査などで使用期間の延長を申請し、本協会が事前承諾した場合はこの限りではない。
2. 取得企業は、前項に定める使用期間の経過後から3年経過後、使用期間の延長の申請しなかった場合には、速やかに本ロゴマークの使用を中止の上、データを削除し、本協

会に報告するものとする。

第7条(本ロゴマークの各種権利)

1. 本ロゴマークの著作権その他の知的財産権は、本協会に帰属するものとする。
2. 本ロゴマークを使用する権利は、取得企業に限り有するものとし、本ロゴマークの使用権を第三者に譲渡・貸与することはできない。
3. 取得企業は、本ロゴマークをいかなる国・地域においても、商標出願、著作権登録申請等してはならない。

第8条(本規定の変更適用)

1. 本協会は、本規定の全部または一部を変更することができるものとする。
2. 本協会により変更された本規定は、本協会の Web サイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後取得企業は、当該変更された本規定に拘束されるものとする。

2024年7月16日 制定